

令和3年第4回定例会 議案等参考資料

議案第5号から議案第9号関係

1 議案第5号関係

おいらせ町立図書館条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(個人貸出し)</p> <p>第11条 館外で資料を利用しようとするもの(団体貸出しを除く。)に貸出しできる数量及び貸出期間は、次のとおりとする。<u>ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>(1) <u>図書 8冊以内</u>とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、新刊本については3冊以内とする。</p> <p>(2) 視聴覚資料 2タイトル以内とし、貸出期間は、7日以内とする。</p>	<p>(個人貸出し)</p> <p>第11条 館外で資料を利用しようとするもの(団体貸出しを除く。)に貸出しできる数量及び貸出期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>図書 5冊以内</u>とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、新刊本については3冊以内とする。</p> <p>(2) 視聴覚資料 2タイトル以内とし、貸出期間は、7日以内とする。</p>

2 議案第6号関係

おいらせ町公民館図書貸出規程 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(貸出制限及び期間)</p> <p>第2条 個人貸出し(館外持ち出し)は、<u>1人8冊</u>を限度とし、2週間以内までとする。<u>ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>2 団体貸出(読書グループ、<u>社会教育関係団体等</u>)は、1団体30冊を限度とし、1箇月までとする。</p>	<p>(貸出制限及び期間)</p> <p>第2条 個人貸出し(館外持ち出し)は、<u>1人5冊</u>を限度とし、2週間以内までとする。</p> <p>2 団体貸出(読書グループ、<u>社教団体等</u>)は、1団体30冊を限度とし、1箇月までとする。</p>

3 議案第7号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現行						
(期末手当)		(期末手当)						
第14条 略		第14条 略						
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。						
(1) 6箇月 100分の100		(1) 6箇月 100分の100						
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80		(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80						
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60		(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60						
(4) 3箇月未満 100分の30		(4) 3箇月未満 100分の30						
3、4 略		3、4 略						
別表第1 (第6条関係)		別表第1 (第6条関係)						
年次有給休暇		年次有給休暇						
1 週 間 の 勤 務 日 数	1 年 間 の 所 定 勤 務 日 数	継続勤務日数						
		0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5年 以上
4 日	169 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
	~ 246 日							
1 週 間 の 勤 務 日 数	1 年 間 の 所 定 勤 務 日 数	継続勤務日数						
		0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5年 以上
4 日	169 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
	~ 246 日							

4 議案第8号関係

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現行																																																																					
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3、4 略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>年次有給休暇</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1週間の勤務日数</th> <th rowspan="2">1年間の所定勤務日数</th> <th colspan="7">継続勤務日数</th> </tr> <tr> <th>0.5年</th> <th>1.5年</th> <th>2.5年</th> <th>3.5年</th> <th>4.5年</th> <th>5.5年</th> <th>6.5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4日</td> <td>169日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>246日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務日数							0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上	4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	～	246日								<p>(期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3、4 略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>年次有給休暇</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1週間の勤務日数</th> <th rowspan="2">1年間の所定勤務日数</th> <th colspan="7">継続勤務日数</th> </tr> <tr> <th>0.5年</th> <th>1.5年</th> <th>2.5年</th> <th>3.5年</th> <th>4.5年</th> <th>5.5年</th> <th>6.5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4日</td> <td>169日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>246日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務日数							0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年	4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	～	246日							
1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数			継続勤務日数																																																																			
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上																																																															
4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																															
～	246日																																																																						
1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務日数																																																																					
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年																																																															
4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																															
～	246日																																																																						

5 議案第9号関係

おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現行																																																																					
<p>(職務)</p> <p>第4条 教育相談支援員は、配属される学校長（以下「学校長」という。）の指揮監督を受けて、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、次の職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>生徒の悩み相談、話し相手</u></p> <p>(2) 家庭と学校の連携の支援</p> <p>(3) 学校の教育活動の支援</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、学校長が学校生活に関して必要と認める業務</p>		<p>(職務)</p> <p>第4条 教育相談支援員は、配属される学校長（以下「学校長」という。）の指揮監督を受けて、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、次の職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>生徒のない悩み相談、話し相手</u></p> <p>(2) 家庭と学校の連携の支援</p> <p>(3) 学校の教育活動の支援</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、学校長が学校生活に関して必要と認める業務</p>																																																																					
<p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>年次有給休暇</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1週間の勤務日数</th> <th rowspan="2">1年間の所定勤務日数</th> <th colspan="7">継続勤務日数</th> </tr> <tr> <th>0.5年</th> <th>1.5年</th> <th>2.5年</th> <th>3.5年</th> <th>4.5年</th> <th>5.5年</th> <th>6.5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4日</td> <td>169日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>246日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務日数							0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上	4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	～	246日								<p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>年次有給休暇</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1週間の勤務日数</th> <th rowspan="2">1年間の所定勤務日数</th> <th colspan="7">継続勤務日数</th> </tr> <tr> <th>0.5年</th> <th>1.5年</th> <th>2.5年</th> <th>3.5年</th> <th>4.5年</th> <th>5.5年</th> <th>6.5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4日</td> <td>169日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>246日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務日数							0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年	4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	～	246日							
1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数			継続勤務日数																																																																			
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上																																																															
4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																															
～	246日																																																																						
1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務日数																																																																					
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年																																																															
4日	169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																															
～	246日																																																																						